

# 神戸市公立大学法人神戸市外国語大学非常勤講師給与支給規則

2023年4月1日

規則第51号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市外国語大学に勤務する神戸市公立大学法人非常勤講師就業規則（2023年4月規則第33号）第13条に規定する個別に通知する非常勤講師（以下「講師」という。）の給与について定めるものとする。

(支給額)

第2条 給与は、時間額とし、別表1に定める基準により支給する。

- 2 別表1の区分については、他大学等の専任の教員、研究員にあつては、本務校等の職階による区分を適用する。また、神戸市職員にあつては、神戸市長等の許可条件による区分を適用する。
- 3 神戸市以外の官庁及び民間企業の部局長級以上の職にあるものは教授、課長級以上の職にある者は准教授、それ以外の者を講師とする。
- 4 前2項以外の者にあつては、大学卒業を起算点とする経歴年数（大学卒業者でない者については、最終学歴終了後の年数に大学卒業に要したと思われる年数を加える）による区分を設ける。経歴年数が、20年以上の者を教授、10年以上20年未満の者を准教授、10年未満の者を講師とする。ただし、年齢が50歳以上の者にあつては、教授とする。
- 5 前項の経歴年数は、法人が非常勤講師として採用・招へいする領域の研究・教育、又は業務に従事した期間（年数）を意味し、1年を経歴年数1年とし、それ以外の期間は1年を2分の1年として計算する。
- 6 前4項の定めにかかわらず、神戸市外国語大学で専攻語学、兼修語学を担当する外国人の講師（以下「外国人講師」という。）については別表2に定める基準とし、給与の級の格付は、別表3の格付基準表のとおりとし、経験年数計算は、別表4の経験年数換算表による。なお、学歴、経験年数以外特に考慮を要すべき事情があるときは、給与の級の格付を調整することができる。
- 7 前項において年度を通して授業を行う外国人講師については月給とし、前項の基準による時間額に講師の持つ年間授業時数を乗じて得た額の12分の1を支給する。

(臨時又短時間のときの給与)

第3条 臨時又は短時間の授業を行う講師に対する給与は、その都度別に定める。ただし、その額は、前条第1項に規定する給与の額と均衡のとれたものでなければならない。

(遠隔地から招へいする講師の旅費)

第4条 講師が、片道おおむね200キロメートル以上の住居地から出講するときは、集中講義方式とし、旅費の支給に関する取扱いは次のとおりとする。

(1) 講師が出講に要する旅費は、交通費及び宿泊料とし、神戸市公立大学法人旅費規則（2023年4月規則第49号）の規定を準用して支給する。ただし、講師の宿泊施設の所在地は三宮付近とみなし、講義日数に応じ神戸市営地下鉄三宮・学園都市駅間の往復運賃を加算する。

(2) 講師の所要の宿泊日数は、集中講義の日数によるものとする。

（給与の特例）

第5条 特に必要と認める講師に対しては、前3条の規定にかかわらず、特別に給与等の額を定めることができる。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 公立大学法人外国語大学非常勤講師給与支給規則（2007年4月規程第52号）、外国語大学非常勤講師給与支給格付基準、外国人講師給与支給格付基準及び神戸市外国語大学非常勤講師を遠隔地から招へいする場合の旅費の取扱い基準は、廃止する。

別表1（第2条第1項及び第2項関係）

区 分	手当時間額
教 授	授業時間1時間につき 5,220円
准教授	授業時間1時間につき 4,470円
講 師	授業時間1時間につき 3,950円

（注） 1 教授、准教授又は講師の区分は、大学の基準によるものとする。

2 大学の助教及び助手、高等専門学校講師並びに高校教諭については、講師の項の規定を準用し、その他の者については、学歴、経歴等を参酌し、教授、准教授又は講師の項の規定を準用する。

別表2（第2条第6項関係）

給与の級	給与の時間額
1	4,200円
2	4,850円
3	5,500円
4	6,200円
5	6,850円
6	7,550円

7	8, 150円
---	---------

(注) 給与の級は、大学の基準によるものとする。

別表3 (第2条第6項関係) 格付基準表

給与の級	左欄の級へ格付するために必要な学歴取得後の経験年数	
	大学卒	短大卒
1級	0以上～2未	0以上～5未
2級	満	満
3級	2 ～7	5 ～10
4級	7 ～12	10 ～15
5級	12 ～19	15 ～22
6級	19 ～26	22 ～29
7級	26 ～32	29 ～35
	32 ～	35 ～

備考

- 1 大学卒は修学年数を16年、短大卒は同14年を基準とする。
- 2 学制が異なるときは、修学基準年数を超える年数を学歴取得後の経験年数に加え、修学基準年数に不足する年数は学歴取得後の経験年数から減ずる。
- 3 2の経験年数計算において、起算点を大学卒とした場合と、短大としたときと手当の級が異なるときは、講師に有利な起算点による。

別表4 (第2条第6項関係) 経験年数換算表

経歴の種類	換算率	備考
正規の学校における在学期間	100%	在学期間は正規の 修学期間の範囲内
教育・研究等の業務で直接関係があると認められるもの	100	
政府(含外国政府)関係機関及びこれに準ずるもの	80	
その他	50	